

食品表示法に基づく栄養成分表示の義務化に係る取り組みについて

平成 27 年 4 月 1 日に食品表示法が施行され、一般用加工食品及び一般用添加物に栄養成分表示が義務付けられ、経過措置期間が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了した。

令和 2 年度は、引き続き、適正表示に向けた普及啓発を行うとともに、本年度より新たに監視指導の体制を整え、新基準での適正な栄養成分表示がなされているか確認することとしている。

【令和 2 年度の取り組み予定】

1 食品製造業者等に対する適正表示の普及啓発

- ・食品衛生責任者研修会等での普及

2 消費者への栄養成分表示の活用についての普及啓発

- ・フードコミュニティ等を活用した普及
- ・要望に応じて県政出前講座への講師派遣

3 加工食品製造業者に対する監視指導

- ・中小規模の加工食品施設を対象に実施予定（農業政策課が保健所職員と合同で実施している監視指導において、保健事項も合わせて確認）